

# 就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

- 実施期間や情報開示など、**一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）で取得した学生情報は、**広報活動（3月以降）、採用選考活動（6月以降）**に活用できる。
- 「**オワハラ**」の防止を徹底すること、相談窓口の設置など**学生からの苦情・相談処理体制の整備や改善向上**に努めることを**要請**。

卒業・修了前年次（学部3年生等）

卒業・修了年次（学部4年生等）

2024年度（2025年3月）  
卒対象

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

2024年度  
（2025年3月）  
卒業・修了予定者等

広報活動（→ 応募受付）

※インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能

内定

採用選考（→ 内々定）

※インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能

※実施期間（**5日間以上**のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。

卒業・修了前年次（学部3年生等）

卒業・修了年次（学部4年生等）

2025年度（2026年3月）  
卒対象

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

原則  
（大部分の学生）

広報活動（→ 応募受付）

※インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能

内定

採用選考（→ 内々定）

※インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能

2025年度  
（2026年3月）以降  
卒業・修了予定者等で  
一定の要件を  
満たした学生※のみ

別紙参照

専門活用型インターンシップ<sup>o</sup>  
（長期休暇期間等）

応募受付・採用選考（→ 内々定）

内定

※**2週間以上**のインターンシップを通じて専門性を判断された人材

# 就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

## 2025年度（2026年3月）以降卒対象就職・採用活動日程の弾力化

### 【要件】

- 現行の就職・採用活動日程を原則
- 加えて、
  - ・卒業・修了年次直前の学生（学部生なら4年生直前）で、
  - ・春休み以降に、
  - ・**専門活用型インターンシップ**を通じて専門性を判断された者は、原則にとらわれず、3月以降であれば、その後の**応募受付を経て、6月より前の採用選考活動**を可能とする。

### 対象となるインターンシップ

**実施期間2週間以上の半分を超える日数の就業体験等の要件**（別添参照）  
**を満たした専門活用型インターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）

### インターンシップ実施企業は以下の情報を開示

- i **インターンシップ情報**(就業体験の内容、フィードバック、実施期間等)(別添参照)
- ii 就業体験を行う際に学生に求める**大学における学修成果水準（GPA等）**や**専門的能力**
- iii 参考情報として、**新卒一括採用に係る採用計画**(採用人数等)

### ○留意事項

- ・既卒学生、日本人・外国人留学生など、**多様な人材に、同様のインターンシップ・採用選考の機会を設けること。**
- ・**就業後のキャリアパスの多様化に資するため、企業等は、採用時に、学生の専門性・能力を活かすことを考慮すること。**
- ・企業等による**学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ※等）の防止を徹底**するとともに、実効性の担保のため、**企業は、学生の相談窓口の設置など体制整備・改善向上に努めること。**  
**大学、ハローワークにおいても、学生からの相談に適切に対応すること。**

#### ※「オワハラ」に該当しうる事例

内々定を与える条件として他社の就職活動をやめることを強要したり、他社の就活が物理的に行えないよう、イベントへの参加を強要すること。

○産学協議会がまとめたインターンシップの要件を満たさないものは、「インターンシップ」と呼ばないこと。

○就職・採用活動日程の弾力化は、令和7（2025）年度以降の卒業・修了生を対象とすることとして、令和5（2023）年秋に開催予定の「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、一般の採用日程と併せ、考え方として示す。

# 産学協議会がまとめたインターンシップ（タイプ3）の基準

## (1) 〈就業体験要件〉

**必ず就業体験**を行う。インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てる。

※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む

## (2) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の**社員が学生を指導**し、インターンシップ終了後、**学生に対しフィードバック**を行う。

## (3) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、**専門能力活用型では2週間以上**。

## (4) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、

学部3年・4年ないし修士1年・2年の**長期休暇期間※（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施**する。

※ 但し、大学の正課の授業科目として実施するインターンシップについては、長期休暇期間以外での実施が可能。

## (5) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、**以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表**する。

- ①プログラムの趣旨(目的)
- ②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
- ③就業体験の内容(受入れ職場に関する情報を含む)
- ④就業体験を行う際に必要な(求められる)能力
- ⑤インターンシップにおけるフィードバック
- ⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨(活用内容の記載は任意)
- ⑦当該年度のインターンシップ実施計画(時期・回数・規模等)
- ⑧インターンシップ実施に係る実績概要(過去2～3年程度)
- ⑨採用選考活動等の実績概要